

## 後期高齢者医療保険料を7月中旬に通知します

令和7年度における後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月中旬頃に通知します。

4月1日を基準に被保険者の資格がある方(4月1日以降、75歳になった方や転入等で資格を取得した方を含む)で、普通徴収(納付書でのお支払いや銀行口座からの引落とし)の方は7月から納付が始まります。特別徴収(年金からの差し引き)の方は、既に年金からの差し引きで保険料を納付いただいておりますが、前年の所得に応じて、10月以降の保険料額が決定します。

なお、保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費等に応じて定めることになっております。令和7年度の保険料率や負担軽減額は、東京都後期高齢者医療広域連合議会において議決されました。制度の安定的な運営のため、期限内の納付にご協力をお願いします。

### ○保険料の計算方法について

<b>所得割額</b> 賦課のもととなる所得金額 ※1 所得割額 9.67% ※2	+	<b>均等割額</b> 被保険者1人あたり 47,300円	=	<b>令和7年度</b> <b>後期高齢者医療保険料額</b> (限度額：80万円) ※2
---	---	-------------------------------------	---	---

※1 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

※2 激変緩和措置の終了に伴い、令和7年度は全ての方の所得割率が9.67%、賦課限度額が80万円となります。

### ○保険料の軽減について

後期高齢者医療制度の保険料は、所得に応じて、軽減する制度があります。軽減を受けるためには、所得の申告が必要です。

#### 【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円以下	7割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 30.5万円 × (被保険者数) 以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + 56万円 × (被保険者数) 以下	2割

\* 65歳以上(令和7年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で均等割額の軽減判定をします。ただし、この15万円(高齢者特別控除額)は所得割額の計算では適用がされません。

\* 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は均等割額の軽減判定をする対象となります。

\* 軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。  
 《次ページへ続く》